

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例（平成18年秩父市条例第50号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、<u>無秩序な土砂等の堆積</u>_____を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （市の責務） 第3条 市は、<u>無秩序な土砂等の堆積</u>_____を防止するため、市民及び事業者に対して市民の生活の安全の確保、生活環境の保全に関する知識の普及並びに意識の高揚を図るとともに、_____土砂等の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。 <u>（土砂等の堆積を行う者の責務）</u>	<u>秩父市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、<u>土砂等の堆積による土壌の汚染</u>を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） <u>（3） 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。</u> <u>（4） 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。</u> <u>（5） 元請負人 発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。</u> （市の責務） 第3条 市は、<u>土砂等の堆積による土壌の汚染</u>を防止するため、市民及び事業者に対して市民の生活の安全の確保、生活環境の保全に関する知識の普及並びに意識の高揚を図るとともに、<u>埼玉県と連携して土砂等の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。</u> <u>（発注者の責務）</u>

第4条 土砂等の堆積を行う者は、土砂等の堆積を行うに当たり、あらかじめ土砂等の堆積を行おうとする土地周辺の関係者の理解を得るとともに、苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(災害発生防止のための措置)

第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、無秩序な土砂等の堆積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

2 土砂等の堆積を行う者は、その堆積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

(土砂等の堆積の許可)

第7条 土砂等の堆積を行おうとする者は、土砂等の堆積に係る土地の区域ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

(1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満の土砂等の堆積。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 同時期に2以上の区域において土砂等の堆積を行う場合で、その区域の合計した面積が500平方メートル以上となり、かつ、一体的に土砂等の堆積を行うと認められるもの

イ 最後に土砂等の堆積が行われてから5年を経過していない区域と近接又は隣接する土地において土砂等の堆積（当該区域と一体的に土砂等の堆積を行うと認められないものを除く。）を行う場合で、当該区域との合計した面積が500平方メートル以上となるもの

第4条 発注者は、土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため、その注文する建設工事に伴って発生する土砂等に関し、元請負人に対してその適正な処理を指示するとともに、処理に要する費用の適正な負担を行うことにより土砂等の再利用の促進に努めなければならない。

(元請負人の責務)

第5条 元請負人は、土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため、請負契約の内容等を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより建設工事に伴って発生する土砂等の排出量の抑制に努めるとともに、土砂等と他の物との分別その他必要な措置を講ずることにより土砂等の再利用に努めなければならない。

(堆積に係る土地の汚染調査)

第7条 土砂等の堆積を行う者は、当該土砂等の堆積に着手した日から起算して7日以内及び6月ごと（土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6月に満たない場合にあっては、完了又は廃止のとき。）に1回、当該土砂等の堆積に係る土地の区域の土砂等について、規則の定めるところにより試料を採取し、市長に提出するとともに汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

(1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル以内の土砂等の堆積

(2) 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第7条の規定により埼玉県知事に届け出なければならない土砂等の堆積

(3) 農地改良のために行う高さ30センチメートル以内の土砂等の堆積

ウ 当該土砂等の堆積を行うことにより当該土地の地盤の高さが1メートル以上変動することとなるもの。ただし、当該土砂等の堆積の着手の日前5年以内に土砂等の堆積が行われていた場合、その堆積前の地盤の高さを基準とするものとする。

(2) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第16条第1項の規定により埼玉県知事の許可を受けなければならない土砂等の堆積

(3) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域内における土砂等のみを用いて行うもの

(4) 法令の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積

(5) 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積

(6) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂等の堆積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積

(7) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積

(8) その他無秩序な土砂等の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

（事前協議）

第7条の2 前条の許可を受けようとする者は、当該許可の申請前に、別に定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定は、第11条第1項に規定する変更の許可について準用する。

（許可の申請）

(4) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域内における土砂等のみを用いて行うもの

(5) 法令の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積

(6) 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積

(7) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積

(8) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積

(9) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積

(10) その他土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

第7条の3 第7条の許可を受けようとする者は、土砂等の堆積に関する計画を定め、市長に申請しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂等の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂等の堆積の目的
- (4) 土砂等の堆積に使用される土砂等の採取場所及び搬入経路
- (5) 最大堆積時において土砂等の堆積に用いる土砂等の数量
- (6) 最大堆積時及び土砂等の堆積の完了時における土地の形状
- (7) 施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) 事業の現場管理責任者の氏名及び住所
- (9) 周囲の生活環境の保全のための方策
- (10) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (11) 土砂等の堆積を行う期間
- (12) その他規則で定める事項

3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(土砂等の試料の提出)

第8条 第7条の許可を受けようとする者は、規則の定めるところにより、前条第2項第4号に定める採取場所における土砂等の試料及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証明する書類を、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、農地改良のために行う高さ30センチメートル以内の土砂等の堆積については、この限りでない。

(住民への周知)

第9条 第7条の許可を受けようとする者は、第7条の2の規定による事前協議を行う前に、別に定めるところにより事前説明会等を実施し、その概要を当該土砂等の堆積に係る土地の区域の周辺の住民に周知しなければならない。

(許可の基準等)

第10条 市長は、第7条の3第1項の規定による許可の申請があった場合において、土砂等の堆積に関する計画の内容が、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、第7条の許可をしてはならない。

(1) 次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合していること。

ア 土砂等の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂等の高さ及びのり面の勾配

イ 排水施設、擁壁その他の施設

ウ 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

(2) 第7条の2の規定による事前協議を終えていること。

(3) 第8条の規定による土砂等の試料及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証明する書類を提出していること。

(4) 前条の規定による住民への周知を行っていること。

(5) 堆積に用いる土砂等が、埼玉県内において採取した土砂等（過去に埼玉県外から埼玉県内に搬入された土砂等を採取する場合にあっては、当該土砂等が埼玉県内に搬入された日から5年を経過したものに限る。）であって、当該土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、第7条の3第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る施工者が第1号又は第4号に該当するときは、第7条の許可をしない。

(1) 土砂等の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

(2) 土砂等の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

(3) 第8条の規定により市長に提出した試料が土壌基準に適合していないと認められた場合

(4) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であると認められた場合

3 市長は、第7条の許可には、夜間における土砂等の堆積の禁止その他必要な条件を付することができる。

（変更の許可）

第11条 第7条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る第7条の3第2項に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可の場合について準用する。

（変更の届出）

第12条 許可事業者は、当該許可に係る事項について前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第13条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により、第7条又は第11条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第7条の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の堆積に着手しなかったとき。

(3) 第7条の許可に係る土砂等の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂等の堆積を行っていないとき。

(4) 第10条第3項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

(5) 第11条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けないで土砂等の堆積を行ったとき。

(6) 第18条の規定により市長に提出した試料が土壌基準に適合していないと認められたとき。

(7) 第20条第1項から第3項までの規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該取消しに係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部の除去その他必要な措置を講じなければならない。

（標識の掲示）

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、当該土砂等の堆積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第15条 許可事業者 _____ は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（関係書類の閲覧）

第8条 土砂等の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、当該 _____ 土砂等の堆積を行っている間、前条の規定により市長に届け出た書類の写しを、土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手等の届出)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積に着手（中止した事業の再開を含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。）をしたときは、当該着手をした日から起算して3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3か月ごとに区分した各期間（最後に3か月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、当該各期間内に搬入した土砂等の採取場所及び当該採取場所ごとの数量を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、土砂等の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(堆積に係る土地の汚染調査)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積に着手をした日から起算して7日以内及び6か月ごと（土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6か月に満たない場合にあっては、完了又は廃止のとき。）に1回、当該土砂等の堆積に係る土地の区域の土砂等について、規則の定めるところにより試料を採取し、市長に提出するとともに汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、農地改良のために行う高さ30センチメートル以内の土砂等の堆積については、この限りでない。

(廃止の届出等)

第18条の2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を廃止し、又は中止したときは、廃止又は中止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を廃止し、又は中止したときは、当該土砂等の堆積に使用された土砂等による災害の防止その他必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定による廃止の届出があったときは、第7条の許可は、その効力を失う。

4 市長は、第1項の規定による廃止又は中止の届出があったときは、速やかに、第2項の措置が講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていない場合は、その旨を当該許可事業者に通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた許可事業者は、土砂等による災害の防止その他必要な措置を講じなければならない。

(完了の届出等)

第19条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂等の堆積が、第10条第1項の規定による許可の基準に適合しているかの確認を行い、その結果を当該許可事業者に通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の規定により、第10条第1項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知を受けたときは、第1項の規定による届出に係る土砂等の堆積について、当該許可の基準に適合するよう必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第20条 市長は、堆積した土砂等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、当該土砂等の堆積を停止し、又は期限を定めて、当該堆積に使用された土砂等による災害の防止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、許可事業者が当該許可（第11条第1項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けた土砂等の堆積に関する計画に従って土砂等の堆積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、当該堆積に使用された土砂等の全部又は一部の除去その他その改善に必要な措置を講ずることを命ずることができる。当該許可期間の終了後においても、同様とする。

3 市長は、第18条の2第5項又は前条第3項の規定に違反した許可事業者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部又は一部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 市長は、第13条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

5 市長は、第7条又は第11条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者（当該土砂等の堆積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の堆積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂等の堆積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の全部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（公表）

第20条の2 市長は、前条 _____ の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場

（公表）

第9条 市長は、第6条第2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合にお

合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（土地所有者等に対する勧告）

第21条 市長は、土砂等の堆積が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（報告の徴収）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の堆積を行う者
_____に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の堆積を行う者
_____の事務所若しくは事業所又は土砂等の_____堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要な分量に限り、_____堆積の場所の土砂等を採取させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

いて、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（報告の徴収）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発注者、元請負人、土砂等の排出、運搬又は堆積を行う者、土砂等の排出又は堆積に係る土地の所有者又は占有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、発注者、元請負人又は土砂等の排出、運搬若しくは堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂等の排出若しくは堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要な分量に限り、土砂等の排出若しくは堆積の場所の土砂等を採取させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

(委任) <u>第24条</u> (略) (罰則) <u>第25条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) (略) (2) <u>第7条又は第11条第1項の規定に違反し、許可を受けずに土砂等の堆積を行った者</u> (3) <u>第18条の規定に違反して届出</u>_____をせず、又は虚偽の届出_____をした者 (4) <u>第20条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による命令に違反した者</u> 2 <u>第20条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u> 3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第14条の規定に違反して標識を掲示しなかった者</u> (2) <u>第16条、第17条第1項、第18条の2第1項及び第19条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> (3) <u>第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</u> (4) <u>第23条第1項の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u> 4 <u>第12条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料を科する。</u>	(委任) <u>第12条</u> (略) (罰則) <u>第13条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) (略) (2) <u>第7条</u>の規定に違反して<u>試料の提出若しくは届出</u>をせず、又は虚偽の<u>試料の提出若しくは届出</u>をした者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第10条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</u> (2) <u>第11条第1項の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u>
---	--

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務_____に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。